

「電話 de 詐欺被害防止・家族の絆啓発」

業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県が発注する「電話 de 詐欺被害防止・家族の絆啓発」業務の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。この仕様書は業務の大要を示すものであり、これに定めのない事項であっても県が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

2 業務の目的

令和4年の千葉県内における電話 de 詐欺被害件数は1,457件、被害額は約34億385万円と、令和3年の被害状況から大幅に増加し、非常に深刻な状況である。なかでも、オレオレ詐欺の被害件数及び被害金額は、電話 de 詐欺全体の約4割を占め、さらに、被害者層の多くは高齢者である。

被害防止のためには、「家族・親族等と連絡・相談すること」、「犯人の電話に出ないこと」が効果的であることから、「家族の絆」を強化するとともに、対策機器の普及を図るため、子・孫世代に対し、「家族に対策機器をプレゼントする」ことを呼び掛ける。また、被害状況や年金支給日等も勘案しつつ、体系的に広報啓発を行う。

3 業務委託内容

次の業務を一括して委託し、必要な経費はすべて委託料に含めるものとする。

(1) ラジオCM（2種類）の制作・放送

【制作について】

- ア 業務の目的に沿った20秒のラジオCMを2種類制作し、放送局で使用する媒体・規格で、令和5年7月28日までに納品すること。
- イ 1種類はオレオレ詐欺を家族の絆により防止することを目的としたもの、もう1種類は高齢者への対策機器のプレゼントを促進することを目的としたものとする。

【放送について】

- ア 放送期間 契約締結日から令和6年2月29日まで
- イ 放送回数

FM（1局：ベイエフエム）においてタイムランクAで50回以上放送すること
AM（1局）において50回以上放送すること

※AM放送局については、千葉県民へ広く広報するため、ラジオ聴取率が高く、千葉県で聴取可能な放送局1局を選定すること。また、ラジオ聴取率については、例えば、前年同時期の（株）ビデオリサーチの聴取率（千葉県、全日帯）など客観的なデータを参考にすること。

(2) テレビCM（1種類）の制作 ※放送業務は含まない。

- ア 15秒のテレビCMを1種類制作し、放送局で使用する媒体・規格で、令和5年7月28日までに納品すること。
- イ 高齢者への対策機器のプレゼントを促進する内容とする。

(3) チラシ・ポスター印刷用データの作成

ア 高齢者への対策機器プレゼントを促進する内容であり、高齢者の子・孫世代の目に留まりやすく、キャンペーンや家電量販店において使いやすいデータを作成すること。

イ 仕様は下記のとおり

内 容	チラシはA4（両面）、ポスターはA2（片面）で、いずれも縦で印刷することを想定し、データを作成すること。
作 製 数	チラシ1種類、ポスター1種類
規 格	増刷及び編集可能なPDFデータとすること。
納品期限	令和5年7月28日

(4) LINEスタンプの作成及び出稿

ア スタンプの作成

- ・スタンプのデザインを作成すること。
- ・デザインについては、啓発目的に合った文言やイラストを組み合わせた8種類とすること。

イ スタンプの出稿

- ・従量課金型「CPD」スタンプを利用すること。
- ・LINE株式会社への申請を行うこと。
- ・令和5年10月から配信開始できるよう、調整すること。

ウ その他

- ・作成したスタンプについては、スタンプショップに掲載しないこと。
- ・ダウンロード制限数は、5万ダウンロードまでとすること。
- ・スタンプダウンロードの効果的な方法について、県と協議し設定すること。
- ・LINE株式会社との手続き・支払いを行うこと。

(5) SNSでの注意喚起メッセージ及びLINEスタンプ配信時の画像作成

ア 配信画像

- ・JPG又はPNGファイル（200KB程度）で作成すること。
- ・啓発目的に合った文言やイラスト等を組み合わせ、5種類作成すること。
- ・令和5年8月18日までに納品すること。

イ 千葉県ホームページ「千葉県のトピックス」におけるスタンプ配信広告用画像

- ・JPGファイル（サイズは問わない）で、374×220ピクセル、文字と背景色のコントラスト比を適正（4.5:1）に保って作成すること。
- ・スタンプのイメージや、先着5万ダウンロードであること等が伝わりやすい内容で作成すること。
- ・スタンプ配信日の2週間前（土日祝含む）までに納品すること。

(6) その他

ア 本業務で制作したCMや画像等の著作権等の権利は県に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

イ 県は、本業務で制作したCMや画像等は、無償かつ受託者の許諾なしに使用できるものとする。また、県の承認した機関がデザインの全部または一部を二次使用する場合がある。

ウ 千葉県PRマスコットキャラクター「チーバくん」、電話 de 詐欺啓発キャラクターの「確認戦士カクニンダー」のデザインを使用する場合は、県と事前協議をすること。なお、使用できるデザインは県から提供するデザインに限ること。また、「チーバくん」については、LINE スタンプの作成に使用できないことに留意すること。

4 履行期限等

3 業務委託内容の各項目に記載のとおり

5 その他

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに県と協議を行い、業務内容について十分な調整を図ること。
- (2) 業務実施に先だって業務計画書を作成し、県に提出し、承認を受けること。
- (3) 委託業務の実施にあたり、受託者は、県と必要な協議及び打合せを行い、誠実に業務を進めるものとする。
- (4) 本仕様書に関し、疑義が生じた場合は、県・受託者協議の上決定する。
- (5) 本業務委託の終了後、県に対し業務完了報告書を提出すること。